

京都府警察組織犯罪総合対策本部の設置及び運営要綱の制定について（通達）

最終改正 令和6.10.25 例規務第25号
京都府警察本部長から各部長、各所属あて

暴力団等及び国際犯罪組織（以下「暴力団等犯罪組織」という。）は、集团的又は常習的に不正の利益を獲得するための犯罪を敢行しているが、近年、広域化、国際化及び凶悪化の傾向を顕著にするとともに、実態として、離合集散又は連携対立を繰り返しつつ、相互に依存する関係にあり、また、銃器又は薬物の密輸・密売を敢行するなど、我が国の治安に著しい悪影響を及ぼしている。

このような情勢の下、当府警察においては、京都府警察来日外国人犯罪対策本部、京都府警察銃器・薬物取締総合対策本部及び京都府警察暴力団総合対策本部を設置して、諸対策を講じてきたところであるが、このたび、指揮命令系統及び情報の一元化を図るなど強力な取締体制を構築し、暴力団等犯罪組織に係る犯罪（以下「組織犯罪」という。）に対する当府警察の総力を挙げた取組みを更に推進するため、みだしの要綱を下記のように定め、平成15年4月1日から実施することとしたから、実効の上がるよう、特段の配慮をされたい。

なお、次に掲げる例規通達は、廃止する。

- 1 京都府警察来日外国人犯罪対策本部設置要綱の制定について（平成13. 9. 4：例規刑企・総・務・生企・地域・交企・公安第38号）
- 2 京都府警察銃器・薬物取締総合対策本部設置要綱の制定について（平成13. 9. 17：例規銃・薬・地域・暴一・交指・備二第39号）
- 3 京都府警察暴力団総合対策本部設置要綱の制定について（平成13. 10. 11：例規暴対・刑企・生企・公安・地域・交企第58号）

記

京都府警察組織犯罪総合対策本部の設置及び運営要綱

第1 趣旨

この要綱は、組織犯罪に対する総合対策を更に強化し、府民の安全と安心を確保するため京都府警察組織犯罪総合対策本部の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 京都府警察組織犯罪総合対策本部

1 設置

警察本部に、京都府警察組織犯罪総合対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

2 任務

対策本部は、別に定める京都府警察組織犯罪対策要綱を踏まえ、次に掲げる事項の基本方針を定めるとともに、当該事項全般の統括指揮を行い、組織犯罪総合対策を強化し、府民の安全と安心を確保することを任務とする。

- (1) 組織犯罪の捜査に関すること。
- (2) 暴力団等犯罪組織に係る実態把握並びに情報の収集及び管理に関すること。
- (3) 組織犯罪の防止に関すること。
- (4) 組織犯罪対策に係る自治体、関係機関等との連携に関すること。

- (5) 犯罪インフラ（犯罪を助長し、又は容易にする基盤をいう。）対策に関すること。
- (6) その他特命事項に関すること。

3 構成

対策本部は、対策本部長、副対策本部長、幕僚及び組織犯罪対策統括官をもって構成し、別表第1に掲げる者をもって充てる。

4 運営

- (1) 対策本部長は、対策本部の事務を総理する。
- (2) 対策本部長に事故があるときは、副対策本部長がその職務を代行する。
- (3) 対策本部長は、必要の都度、対策本部の会議を招集し、議事を主宰する。
- (4) 対策本部長は、必要があると認めるときは、対策本部を構成する者以外の者に対し、対策本部の会議への出席を求めることができる。
- (5) 幕僚は、対策本部の事務に関し、必要な助言、支援等を行うものとする。
- (6) 対策本部において決定した事項は、後記第3に規定する組織犯罪総合対策推進室を通じて関係の所属に示達するものとする。

第3 組織犯罪総合対策推進室

1 設置

対策本部に、組織犯罪総合対策推進室（以下「推進室」という。）を置く。

2 任務

推進室は、対策本部の定める基本方針に基づいて、対策本部の任務に係る事務を具体的に推進することを任務とする。

3 構成

推進室の構成は、別表第2のとおりとする。

4 運営

- (1) 組織犯罪対策統括官（以下「統括官」という。）は、対策本部長の命を受けた対策について、推進室員を指揮して推進室に係る事務を統括する。
- (2) 統括官は、必要の都度、推進室の会議を開催し、議事を主宰する。
- (3) 統括官は、必要があると認めるときは、推進室員のうちから出席者を指定して、推進室の会議を開催することができる。
- (4) 統括官は、必要があると認めるときは、推進室員以外の者に対し、推進室の会議への出席を求めることができる。
- (5) 統括官は、推進室員に対し、推進室の任務に係る事務の推進状況を報告させるなどして情報を一元化し、随時、対策本部長に報告するものとする。
- (6) 各所属長は、対策本部の任務に関する情報を入手したときは、速やかに統括官を通じて対策本部長に報告するものとする。

第4 庶務

対策本部及び推進室の庶務は、捜査第四課において行う。

第5 警察署組織犯罪総合対策本部

1 設置

警察署に、警察署長を対策本部長とする警察署組織犯罪総合対策本部（以下「署対策本部」という。）を置く。

2 任務

署対策本部は、管内の実態に応じ、組織犯罪総合対策を効果的に推進するための必要な事項を審議し、各種施策を実施することを任務とする。

3 構成、運営等

署対策本部の構成、運営等は、対策本部に準じ、警察署長が定めるものとする。

第6 連携の強化

対策本部と署対策本部は、相互の連携を強化して、効果的な組織犯罪総合対策の推進に努めるものとする。

第7 その他

この要綱に定めるもののほか、対策本部の運営に関する細部事項は、別に指示するところによるものとする。

別表第 1

京都府警察組織犯罪総合対策本部	
対 策 本 部 長	警察本部長
副 対 策 本 部 長	刑事部長、生活安全部長、警備部長
幕 僚	総務部長、警務部長、地域部長、交通部長、サイバー対策本部長、京都市警察部長
組 織 犯 罪 対 策 統 括 官	対策本部長が指名する警視正又は警視の階級にある警察官

別表第 2

組織犯罪総合対策推進室		
組織犯罪対策統括官		
	班 長	班 員
推進室員	総務課長	総務課課長補佐（企画）
	広報応接課長	広報応接課広報官
	情報管理課長	情報管理課D X推進室室長補佐（開発）
	警務課長	警務課犯罪被害者支援室長 警務課企画調整室室長補佐（企画第二） 警務課治安総合対策室室長補佐
	教養課長	教養課国際通訳センター所長補佐（通訳・語学教養）
	生活安全企画課長	生活安全企画課犯罪抑止対策室長 生活安全企画課課長補佐（企画）
	人身安全対策課長	人身安全対策課人身安全企画官
	少年課長	少年課少年事件特別捜査隊長
	生活保安課長	生活保安課生活保安捜査官
	地域課長	地域課地域指導官 地域課課長補佐（企画）
	機動警ら課長	機動警ら課次席兼自動車警ら隊長
	鉄道警察隊長	鉄道警察隊副隊長
	刑事企画課長	刑事企画課課長補佐（企画）
	捜査第一課長	捜査第一課広域捜査官
	捜査第二課長	捜査第二課重要知能犯罪対策官
	捜査第三課長	捜査第三課組織窃盗対策官
	捜査第四課長	捜査第四課総括情報官 捜査第四課課長補佐（企画・指導） 捜査第四課課長補佐（情報） 捜査第四課暴力団情報官 捜査第四課課長補佐（繁華街解明捜査） 捜査第四課特殊詐欺対策室長 捜査第四課特殊詐欺対策室室長補佐（指導）
	捜査第五課長	捜査第五課薬物銃器情報官 捜査第五課課長補佐（指導） 捜査第五課国際情報官 捜査第五課国際捜査室室長補佐（国際犯罪対策・共助）
	犯罪情報分析課長	犯罪情報分析課課長補佐（企画指導） 犯罪情報分析課課長補佐（犯罪収益）
	機動捜査隊長	

交通企画課長	交通企画課交通戦略室長 交通企画課課長補佐（企画）
交通指導課長	交通指導課交通指導官
交通捜査課長	交通捜査課交通捜査指導官
交通機動隊長	
高速道路交通警察隊長	
警備第一課長	警備第一課課長補佐（企画）
公安課長	公安課警備事件指導官
外事課長	外事課国際テロリズム対策室長 経済安全保障対策官 外事課課長補佐（第二）
機動隊長	
サイバー企画課長	サイバー企画課サイバー対策官
サイバー捜査課長	サイバー捜査課サイバー事件情報官
サイバー攻撃対策課長	
京都市警察部企画課長	市警察部企画課企画官
その他組織犯罪対策統括官が指名する者	
事務局員	組織犯罪対策統括官が指名する者